

<p>件 名</p>	<p>「堺市地域防災計画」の改訂（案）について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>【主な経過】</p> <p>1 国（内閣府等）</p> <p>平成 24 年 8 月 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水想定（1 次）（人的・建物被害）（内閣府） ※平成 25 年 3 月経済被害等（2 次）</p> <p>平成 25 年 6 月 災害対策基本法及び水防法改正</p> <p>平成 26 年 1 月 防災基本計画修正（内閣府）</p> <p>平成 26 年 9 月 避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの修正</p> <p>2 大阪府・堺市</p> <p>平成 24 年 6 月 堺市地域防災計画改訂（市）</p> <p>平成 25 年 8 月 大阪府による南海トラフ巨大地震による地震・津波浸水想定（府） ～平成 26 年 1 月 （人的被害、建物被害）（ライフライン等施設被害・経済被害）</p> <p>平成 26 年 3 月 大阪府地域防災計画改訂（府）</p> <p>【課題】</p> <p>○ 現計画は、東日本大震災の想定を超える津波による被害を踏まえ、暫定的に津波高さを 2 倍に想定し改訂したもの。</p> <p>○ 東日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の被害想定から、広範囲で甚大な被害を伴う震災においては、「公助」には限界があり、「自助・共助」を含めた対策推進が必要となっている。</p> <p>○ 災害対策基本法及び防災関連法の大幅な改正や大阪府の地域防災計画の改訂内容を反映した本市地域防災計画の改訂が必要である。</p> <p>○ 近年、土砂災害が各地で発生し、局地的で甚大な被害の発生が顕著に表れ、避難勧告等のあり方について、国ガイドラインを踏まえた避難対策等の適切な対応が必要となっている。</p>
<p>対応方針 今後の取組 （案）</p>	<p>【堺市地域防災計画の改訂の主旨・ポイント】</p> <p>上記課題に対応するため、次の観点を柱として堺市地域防災計画を改訂する。</p> <p>① 南海トラフ巨大地震の地震津波の最大被害想定を反映</p> <p>② 災害対策基本法はじめ防災関連法改正及び大阪府地域防災計画改訂に伴う所要の改訂</p> <p>③ 「減災」を基本理念とした「自助」・「共助」・「公助」の充実点の改訂</p> <p>④ 土砂災害及び、河川氾濫に対応した河川管理者による対策のほか、特別警報の発令基準等記載に伴う改訂</p> <p>⑤ 津波避難対策の充実による所要の改訂</p> <p>⑥ 放射能災害対策の充実、防災教育（学校）や防災知識（市民）の充実</p> <p>【今後のスケジュール（予定）】</p> <p>・ 11 月 13 日～12 月 12 日 パブリックコメント</p> <p>・ 12 月 24 日 堺市防災会議 地域防災計画改訂</p>
<p>効果の想定</p>	<p>・ 「減災」を基本理念として、限界のある「公助」から「自助」「共助」へ市民意識醸成。</p> <p>・ 防災活動を通じて、地域との絆や要配慮者をつながりを深める市民意識の向上。</p> <p>・ 防災関連法の改正を背景に、災害に対する新しい知見をもとに、一層の災害対策の充実を図り、災害時の被害を最小限に抑制。</p> <p>・ 府地域防災計画との整合・連携により、広域災害にかかる協力関係強化。</p>
<p>関係局との 政策連携</p>	<p>・ 庁内関係部局と連携し、地震、津波、風水害、事故、等、あらゆる災害等にかかる予防、初動期、応急対応、復旧復興にかかる対応力の向上を図る。</p>

【改訂の主な背景】

- 東日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の被害想定により、明らかになった課題を克服するために、防災対策の一層の充実・推進を図る必要がある。
 - 国は災害対策基本法及び、水防法等の関連法令を改正するとともに、中央防災会議において防災基本計画の見直しを行った。「減災」を基本理念に、自助・共助・公助の一層の促進を図るとしている。
 - 大阪府においては、平成25年8月に南海トラフ巨大地震による津波浸水深の想定、平成25年10月に人的被害・建物被害の想定、平成26年1月にライフライン等施設被害、経済被害想定を公表した。併せて、平成26年3月大阪府地域防災計画の改訂がなされた。
- 近年、甚大な土砂災害が発生し、多くの人命が失われている。あらためて避難勧告等のあり方についてより一層、実効性のある計画を策定する必要がある。

【改訂の主旨・ポイント】

- ①南海トラフ巨大地震の被害想定への反映 ②災害対策基本法はじめ防災関連法改正及び大阪府地域防災計画改訂に伴う所要の改訂 ③「減災」を基本理念とした「自助」「共助」「公助」の充実点の改訂 ④土砂災害及び、河川氾濫に対応した河川管理者による対策のほか、特別警報の発令基準等記載に伴う改訂
- ⑤津波避難対策の充実による所要の改訂 ⑥その他の改訂 放射能災害対策の充実、防災教育(学校)や防災知識(市民)の充実 他

主な改訂内容

◎南海トラフ巨大地震の被害想定への反映及び津波避難対策…………… ①⑤

- 南海トラフ巨大地震の被害想定への反映 【府被害想定から】
(東南海・南海地震想定から南海トラフ巨大地震想定に改訂)以下は主な改訂点
【地震規模・震度】M8.6⇒M9.0～9.1 震度4～5強⇒ほぼ全域6弱
【建物被害】全壊棟数6,004棟⇒11,053棟
【人的被害】死者数 26人⇒6,103人
避難者数19,094人⇒74,402人(1日後) 罹災者数 57,861人⇒116,024人(1か月後)

- 津波避難対策強化
 - 津波避難計画において、校区ごとに避難経路や避難目標を示した校区カルテを作成(新規) 【市独自】
 - 津波ハザードマップに改訂(更新) 【府想定から】
 - 津波対策として、津波率先避難等協力事業所と連携し、津波避難訓練の実施などを推進することを記載(新規)【市独自】
 - 津波避難ビルの概要・基準を追加記載(充実) 【国ガイドラインから】
 - 速やかな津波避難のため避難路に面する建築物の耐震化の促進(充実) 【市独自】

◎防災体制の強化対策…………… ②④⑥

- 災害事象に対する体制の強化
 - 地区防災計画を策定でき、多様な主体の参加に努めることを記載(新規) 【災害対策基本法改正から】
 - (津波・河川)浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等への避難確保計画等努力義務化(新規)【水防法改正から】
 - 消防団について組織の活性化を図ることを記載(充実) 【府地域防災計画から】
 - 特別警報の発令基準等記載(更新) 【気象業務法改正から】
 - 災害時の救援、輸送、仮置き場などに必要になる空地等のリストを作成することを記載(新規) 【市独自】
- 避難及び避難生活に対する対策強化
 - 指定緊急避難場所の指定(新規) 【災害対策基本法改正から】
 - 支援対策実施のための基礎として避難行動要支援者名簿の作成と支援体制の整備(充実) 【災害対策基本法改正から】
 - 食糧備蓄を1食から3食に拡充(充実) 【市独自】
 - 民間事業者と連携した物資供給体制の構築を図る(充実) 【市独自】
 - 総合防災センターの機能整備(充実) 【市独自】
 - 男女共同参画による男女のニーズの違いに配慮した避難所運営の構築を進める旨記載(充実)【市独自】

- 土砂災害に対する対策強化
 - 土砂災害危険箇所等における警戒活動に入る時期を土砂災害警戒情報発表時と追記(充実) 【市独自】
 - 土砂災害特別警戒区域の建築物構造規制、移転等の勧告、府による緊急調査の周知について記載(充実) 【府地域防災計画から】
- 河川氾濫に対する対策強化
 - 国河川事務所からの市への洪水予報の直接通知(新規) 【水防法改正から】
 - 国河川、府河川については、河道改修などのほか、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など総合治水対策を進めることを記載(充実) 【府地域防災計画から】
- その他の取り組み
 - 帰宅困難者対策に市、事業者、関係機関等が連携して取り組むことを記載(充実)【府地域防災計画から】
 - 放射線災害応急対策として情報収集・広報・救助・救急・医療救護・広域避難等新規の項目を追加(充実) 【府地域防災計画から】
 - 石油コンビナート等災害予防対策を設け、災害に備え必要な検討を行うことや管理化学物質災害予防対策を追加し、規制・指導・管理体制の整備などを記載(新規) 【府地域防災計画から】
 - 「ライフライン等の復旧」の節を新設し、事業者毎の復旧の進め方を記載(新規) 【府地域防災計画から】
 - 災害対策本部会議の開催と役割について明記(新規) 【市独自】
 - 災害時に従事する職員の活動環境や安全確保、食料調達に関することを記載(新規) 【市独自】
 - 罹災証明を延滞なく交付するため、体制を確立する旨を記載(充実) 【災害対策基本法改正から】
 - 指定公共機関、指定地方公共機関等名称修正(更新)

◎防災啓発及び「減災」を基本理念とした「自助」「共助」の充実……………③⑥

- 住民が災害から得られた教訓の伝承、地域社会への貢献等普及啓発を図ることを記載(充実) 【災害対策基本法改正から】
- 住民に家庭内食料等備蓄1週間分以上の備えについて普及啓発を図る旨を記載(充実) 【南海トラフ検討部会最終報告から】
- 住民に災害時の行動について応急対応等防災活動への参加等(充実) 【府地域防災計画から】

- 支援対策実施のための基礎として避難行動要支援者名簿の作成と支援体制の整備(充実)(再掲)
- 男女共同参画による男女のニーズの違いに配慮した避難所運営の構築を進める旨記載(充実) (再掲)
- 学校において体系的な防災教育の充実や防災に関する計画、マニュアルの策定促進、発達段階に応じた防災教育や市民に対する防災知識の普及啓発(充実) 【府地域防災計画から】